

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成25年11月15日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大出孝幸

記

1. 監査の実施日 平成25年10月4日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）
大平町地域協議会研究会
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
補助の目的に適合した事務事業が執行され、良好なものと認められた。以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

大平町地域協議会研究会は、大平地域の地域住民や活動団体の意見を吸い上げ、現地調査・現地確認、他市の先進事例の調査研究、各種研修会への参加による自己研鑽、地域協議会だよりの発行など、地域協議会自らの発案による機動的な調査研究活動等を推進することを目的とした団体である。(平成24年3月23日設立)

大平町地域協議会研究会では、広報委員会による地域協議会だよりの作成及び発行、定期総会及び役員会の開催、研究会及び分科会(市民生活班・まちづくり班)の開催、自治会長、大平町商工会、富田地区中心市街地商業振興会、小中学校との意見交換会などの調査研究活動を通して、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するとともに、平成24年度においては、大平地域内の水害対策、小中学校関係予算の充実、市内道路の安全対策、合併調整案件の段階的措置等要望についての意見書を市長へ提出しており、地域社会における自治意識の醸成に多大な役割を担っている。

(2) 会計経理について

平成24年度における市からの補助金(982,000円)は、大平地域の特性及び資源を活かしたまちづくりを推進するための調査研究活動等を目的に交付されたもので、確実に受け入れられており、支出についても、その目的に沿って執行されている。

また、諸帳簿並びに書類は符合しており、おおむね適正に処理されていた。

<平成24年度決算状況>

収 入	982,074 円
支 出	789,878 円
差引残額	192,196 円

(注) 翌年度に繰越し、戻入の処理を行っている。

(3) 要望事項について

大平地域の課題を選定し、課題に対応した事業を重点的に実施するなど、その事業内容が各地域協議会間の交流等を含め、いろいろなところに波及効果として表れるような事業展開を期待する。

今後とも、市からの補助金を有効に活用され、地域自治の醸成及び住み良いまちづくりの推進に、積極的に取り組んでいただくようお願いものである。

しかしながら、この地域協議会調査研究活動支援事業交付金については、平成23年度に地域協議会の活動経費を予算化するよう地域協議会から意見書が提出されたことにより創設されたものであるが、使途を確

認したところ、地域協議会だよりの印刷代が主であったため、一般会計における２款１項７目の大平地域自治区事業費に予算化して運営できるものと解するので、今後検討していただきたい。

地域まちづくり課においては、補助金の費用対効果を把握するとともに、市民の視点から評価し、所期の目的を達成するための指導助言を適切に行われたい。